

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人江府町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年8月23日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 理事の構成について見直しを行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告																		
1	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: right;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>日程調整をして開催日を決めているものの、用務の都合等で欠席が続く場合があった。令和5年度の役員改選で改善した。</p>																		
2	<p>理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(以下「経営識見者」という。)及び当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員(以下「団体役職員」という。)を含めるべきところ、令和5年6月の理事改選において、経営識見者及び団体役職員が理事に含まれていなかった。</p> <p>については、経営識見者及び団体役職員を理事として選任すること。</p> <p style="text-align: right;">(審査基準第3の3(2)①及び(7))</p>	<p>理事の改選を行う。経営識見者及び団体役職員を、令和5年11月15日の理事会において候補者を選任、11月29日開催の評議員会で選任した。</p>																		
3	<p>江府町社会福祉協議会区分の国庫補助金等特別積立金について、以下のとおり計算書類間で金額が一致していなかった。</p> <p>(1) 令和3年度国庫補助金等特別積立金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸借対照表</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金等特別積立金明細書</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>基本財産及びその他の固定資産明細書</td> <td style="text-align: right;">536,141円</td> </tr> </table> <p>(2) 令和4年度国庫補助金等特別積立金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸借対照表</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金等特別積立金明細書</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>基本財産及びその他の固定資産明細書</td> <td style="text-align: right;">442,789円</td> </tr> </table> <p>(3) 令和4年度国庫補助金等特別積立金取崩額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">事業活動計算書</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金等特別積立金明細書</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>基本財産及びその他の固定資産明細書</td> <td style="text-align: right;">93,352円</td> </tr> </table>	貸借対照表	0円	国庫補助金等特別積立金明細書	0円	基本財産及びその他の固定資産明細書	536,141円	貸借対照表	0円	国庫補助金等特別積立金明細書	0円	基本財産及びその他の固定資産明細書	442,789円	事業活動計算書	0円	国庫補助金等特別積立金明細書	0円	基本財産及びその他の固定資産明細書	93,352円	<p>国庫補助金等特別積立金額の貸借対照表及び国庫補助金等特別積立金明細書、国庫補助金等特別積立金取崩額の事業活動計算書及び国庫補助金等特別積立金明細書を令和5年度決算で修正し、計算書類の整合性を図る。</p> <p>また、過年度分の修正についての詳細を、注記に記載する。</p>
貸借対照表	0円																			
国庫補助金等特別積立金明細書	0円																			
基本財産及びその他の固定資産明細書	536,141円																			
貸借対照表	0円																			
国庫補助金等特別積立金明細書	0円																			
基本財産及びその他の固定資産明細書	442,789円																			
事業活動計算書	0円																			
国庫補助金等特別積立金明細書	0円																			
基本財産及びその他の固定資産明細書	93,352円																			

	<p>については、不一致の原因を究明の上、詳細を報告するとともに、計算書類の金額の整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い9及び10)</p>	
4	<p>庶務規程第7条により、10万円を超える支払については、会長の専決事項となっているが、事務局長の決裁で支払していたものがあった。</p> <p>については、処務規程の規定に基づき適正に処理すること。</p> <p>なお、前々回も口頭指摘しているので必ず改善すること。</p> <p>(処務規程第7条)</p>	<p>処務規程に基づき、決裁漏れがないようにする。</p>